

宮代町の空き家等の流通の促進に係る連携に関する協定書（案）

宮代町(以下「甲」という。)と、〇〇不動産業者団体(以下「乙」という。)は、空き家等の流通の促進に係る連携に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲乙が相互に連携及び協力し、宮代町内の空き家等の流通及び利活用を促進することにより、良好な住環境の維持及び地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本協定の用語の意義については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 町内に存する空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 所有者等 空き家等の所有者、相続人、管理者その他当該空き家等の管理又は処分に関与し得る者をいう。
- (3) 所有者等情報 所有者等を特定し又は連絡可能とする情報であって、甲が保有するものをいう。
- (4) 会員事業者 乙の会員である宅地建物取引業者その他乙が適当と認める事業者をいう。

(連携事項)

第3条 甲乙は、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 空き家等の流通(売却、賃貸借その他の利用権設定を含む。)に関する相談対応及び助言
 - (2) 空き家等の流通の促進に資する情報交換
 - (3) 空き家等の活用希望者とのマッチングに関する協力
 - (4) 空き家等の発生抑制及び適正管理に資する周知啓発
 - (5) その他目的達成に必要な事項
- (所有者等情報の提供)

第4条 甲は、空き家等の流通の促進のため必要があると認めるときは、宮代町空き家所有者等情報の外部提供実施要領（以下「要領」という。)に基づき、乙に対し所有者等情報を提供することができる。

2 乙は、前項の規定により提供を受けた所有者等情報を、要領及び本協定の定めに従い適正に取り扱わなければならない。

(甲の役割)

第5条 甲は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 相談受付及び空き家等の状況把握、所有者等への制度案内
 - (2) 乙への情報提供及び提供記録の作成
 - (3) 乙との連絡調整、周知啓発及び関係機関との調整
- (乙の役割)

第6条 乙は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 甲から提供を受けた情報に基づく、所有者等への流通に関する案内及び相談対応
- (2) 所有者等の意向に応じた、会員事業者の紹介、媒介等に関する支援
- (3) 相談会等への協力、広報協力

(4) 実施状況の報告

(個人情報の適正管理)

第7条 乙は、甲から提供を受けた所有者等情報について、個人情報の保護に関する法律その他関係法令並びに甲の情報セキュリティに関する規程及び要領に従い、適正に管理しなければならない。

2 乙は、甲から提供を受けた所有者等情報を、本協定の目的の範囲内でのみ利用するものとし、甲の承諾なく第三者に提供してはならない。

3 乙が会員事業者所有者等情報を取り扱わせる場合は、必要最小限の範囲に限るものとし、乙は、当該会員事業者に対し、目的外利用の禁止、再提供の禁止その他必要な義務を課し、これを遵守させなければならない。

(費用負担)

第8条 本協定に基づく連携は、原則として各自の負担により実施する。ただし、個別事業に費用を要する場合は、甲乙協議の上、別途定める。

(責任分界)

第9条 売買・賃貸借等の契約及び媒介に係る紛争は、原則として当事者及び関与した事業者の責任において解決する。

2 甲は取引の当事者とならず、媒介行為を行わない。

(協議)

第10条 甲乙は、本協定の運用に関し必要があると認めるときは、協議する。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は締結日から1年間とし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも書面による申出がないときは、同一条件で更新する。

(解除)

第12条 甲又は乙は、相手方が本協定に重大な違反をしたときは、是正を求め、是正されない場合は書面により解除できる。

2 解除後であっても、第7条の規定は有効に存続する。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲乙協議の上定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1丁目4番1号
宮代町長 新井康之

乙 住所
不動産業者団体 代表 〇〇〇〇